【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2020 年 9 月 11 日

【ファンド名】 コドモファンド

【発行者名】 クローバー・アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 多根 幹雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階

【事務連絡者氏名】 田子 慶紀

【連絡場所】 東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階

【電話番号】 03-6262-3921

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

この度、「コドモファンド」(以下、「当ファンド」)は「らくちんファンド」および、「かいたくファンド」を対象として、当ファンドを存続ファンドとするファンド併合を行うため、投資信託及び投資法人に関する法律第16条の規定による届出を行いましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第9号の規定に従い、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

併合に係るファンドの名称

追加型証券投資信託「コドモファンド」 (存続ファンド) 追加型証券投資信託「らくちんファンド」(消滅ファンド) 追加型証券投資信託「かいたくファンド」(消滅ファンド)

併合後のファンドの名称

追加型証券投資信託「コドモファンド」

併合の内容及び理由

併合の内容

当ファンドは、「らくちんファンド」および「かいたくファンド」を対象として、当ファンドを 存続ファンドとするファンド併合を行ないます。なお、当該ファンド併合に伴う当ファンドの商品 性の変更はございません。

(割当の内容)

併合前の信託の受益者に対しては、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定に従い、その受益者に帰属していた併合前の信託の受益権口数に次に掲げる割当比率を乗じて得たこの信託の受益権口数を交付します。なお、ファンド全体の交付口数計算において、社振法の規定に準じて、一旦、1口未満の端数につきまして切り捨て計算をおこないますが、端数切捨て部分につきましては受益者に有利になるよう、最終的に切り上げ計算により交付いたします。

割当比率 = (消滅ファンドの信託の純資産総額÷消滅ファンドの信託の受益権口数)÷(存続ファンドの信託の純資産総額÷存続ファンドの信託の受益権口数)

なお、各計数は、割当比率計算日におけるものとします。

併合の理由

当社が運用する4本の公募ファンドにつきまして、運用に係る基本方針および運用方法、投資対象の種類や分類等、何れも類似した内容となっています。その内、ファンドの財産の保管及び管理を行う会社(三井住友信託銀行株式会社)が同じファンド(コドモファンド、らくちんファンド、かいたくファンド)を併合することにより、経営資源を集中させ、より質の高い運用を提供することが可能となり、これまで以上に受益者さまの資産形成に、より一層貢献できると考えることによります。

併合がその効力を生ずる日

2020年9月28日 : らくちんファンド 2020年10月26日 : かいたくファンド

併合の中止に関する条件を定めるときは、その条件

- ・「らくちんファンド」については、該当事項はありません。なお、同ファンドの重大な約款変更 等に伴う書面決議は、2020年9月4日に可決されました。
- ・「かいたくファンド」については2020年10月2日に重大な約款変更等に伴う書面決議を行いますが、書面決議において、受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成を得られない場合には、当ファンドと「かいたくファンド」の併合に係る手続きを中止します。

以上